



2023年4月 No.73

経産省による人権 DD ガイドラインの実務参照資料の公表等

弁護士 福原 あゆみ

1. はじめに

2023年4月4日、経済産業省は、企業が人権 DD ガイドラインに基づき取組みを行う際の参照資料として、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参照資料」（以下「本参照資料」といいます。）を公表しました¹。日本政府は、2022年9月、筆者也委員として参加した経済産業省の検討会での議論に基づいて、人権デュー・ディリジェンスを含む企業の人権尊重の取組みに関するガイドラインである「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（以下「人権 DD ガイドライン」といいます。）を公表していますが、本参照資料は、同ガイドラインにおいて、追って作成・公表されることが明記されていたものです。

本ニュースレターでは、本参照資料の概要をご紹介しますとともに、その他の「ビジネスと人権」に関するアップデートについても併せてご紹介します。

2. 人権方針の策定

人権 DD ガイドラインでは、企業がその人権尊重責任を果たすという企業によるコミットメント（約束）を企業の内外のステークホルダーに向けて明確に示すものとして、人権方針の策定を推奨しています（人権 DD ガイドライン 3）²。そして、本参照資料では、人権方針に記載することが考えられる項目の例として、以下の事項を挙げています（本参照資料第 2）³。

- 人権方針の位置付け
 - 人権方針の経営理念や行動指針等との関係性
- 適用範囲
 - 自社のみにも適用されるか・グループ会社も適用範囲に含まれるか等
- 期待の明示
 - 従業員や取引先等の関係者に対する人権尊重の期待を明示すること
- 国際的に認められた人権を尊重する旨のコミットメントの表明
 - 国際人権章典（世界人権宣言、自由権規約、社会権規約）、「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」に挙げられた基本的な権利に関する原則が最低限含まれるものとし、これらの国際文書への支持・尊重等
- 人権尊重責任と法令遵守の関係性

¹ <https://www.meti.go.jp/press/2023/04/20230404002/20230404002.html>

² 人権 DD ガイドラインにおいて、①企業のトップを含む経営陣で承認されていること、②企業内外の専門的な情報・知見を参照した上で作成されていること、③従業員、取引先、及び企業の事業、製品又はサービスに直接関わる他の関係者に対する人権尊重への企業の期待が明記されていること、④一般に公開されており、全ての従業員、取引先及び他の関係者に向けて社内外にわたり周知されていること、⑤企業全体に人権方針を定着させるために必要な事業方針及び手続に人権方針が反映されていることが人権方針の要件とされています。

³ これらの項目のうち、「期待の明示」以外は必須の項目とはされていません。

- 法令を遵守しなければならないことは前提として、ある国の法令やその執行によって国際的に認められた人権が適切に保護されていない場合、国際的に認められた人権を可能な限り最大限尊重する方法を追求すること
- 自社における重点課題
 - 自社のサプライチェーン等において、より深刻な侵害が生じ得るステークホルダーやその人権等
- 人権尊重の取組を実践する方法
 - 人権 DD の実施や、救済の方針、ステークホルダーとの対話の実施等

企業としては、人権方針の策定が未了であればこれらの事項を盛り込んで人権方針を策定することを検討することが推奨され、すでに策定済みであれば、改めてこれらの内容を踏まえて人権方針の見直しを行うことが考えられます。

3. 人権 DD におけるリスク領域の特定

人権 DD ガイドラインでは、企業の人権に与える負の影響を特定するため、(i)セクターのリスク、(ii)製品・サービスのリスク、(iii)地域リスク、(iv)企業固有のリスクを考慮して、リスクが重大な事業領域を特定することを推奨しています（人権 DD ガイドライン 4.1.1）。

このうち本参照資料では、(i)セクターのリスク、(ii)製品・サービスのリスク、(iii)地域リスクについて、公表情報をベースにした参照資料を掲載しています（本参照資料第 3、(別添 1) 参考資料）。そして、(i)セクターのリスクについて、本参照資料の参考資料（別添 1）として、国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）が作成・公表している「金融セクターのための人権ガイダンスツール」（2017 年改訂版）のうちセクター別の人権課題に関する関連項目を一部仮訳しており、農業・漁業、化学品・医薬品、林業・伐採、一般製造業、インフラ、鉱業・金属、石油・ガス、発電事業、サービス業、公共事業・廃棄物処理業の各セクターについて、主な人権課題が取り上げられています。

一例として、一般製造業では、以下の事項が「人権に関する主なリスク」として挙げられています。

- 最終製造拠点及びサプライチェーンの双方における児童労働
- 最終製造拠点及びサプライチェーンにおける、低賃金、長時間労働、劣悪な健康及び安全基準を含む労働環境
- プロダクトスチュワードシップ（消費者の健康及び安全、製品の安全性と表示、責任あるマーケティング）
- サプライチェーン及び倫理的な材料調達
- 従業員やコミュニティの健康や生計に影響を与え得る製造工程での環境負荷

また、(ii)製品・サービスのリスクとしては、強制労働・児童労働が指摘されている製品の例として、農産物、畜産物・魚介、アパレル・布製品、鉱物、雑貨・その他の各分野での製品が指摘されています。

本参照資料では、上記を考慮してリスクが重大な事業領域を特定した上で（ステップ①）、社内資料に基づく調査、質問票送付、従業員に対するアンケート・ヒアリング、現地調査・訪問、ステークホルダーとの対話等の方法を通じてその状況や原因を確認し（ステップ②）、当該人権リスクと企業の関わりの程度や深刻度、発生可能性を踏まえて優先順位付けを行った（ステップ③）上で、人権リスクの防止・軽減に努めることを紹介しています。

4. 「ビジネスと人権」に関するその他のアップデート

米国国務省は、2023 年 3 月 30 日、日本を含む有志国とともに「輸出管理と人権イニシアチブ（Export Controls and Human Rights Initiative: ECHRI）に関する行動規範」を策定しました⁴。同行動規範においては、人権侵害に悪用される可能性のあるデュアルユース（民間及び軍事用途の双方に使用される）の製品、ソフトウェア、技術の輸出管理に関するベストプラクティスを共有することなどについて定めています。

また、日本政府は、2023 年 4 月 3 日に開催された「ビジネスと人権に関する関係府省庁連絡会議」において、

⁴ <https://www.state.gov/export-controls-and-human-rights-initiative-code-of-conduct-released-at-the-summit-for-democracy/>

公共事業や物品調達の入札で人権尊重を確保するため、公共調達の入札説明書や契約書等において、人権 DD ガイドラインを踏まえて人権尊重に取り組むよう努める旨の記載の導入を進めることを決定しています⁵。

日本では人権デュー・ディリジェンスに関する法制化は未だなされていないものの、このような動向も踏まえ、日本企業としても人権リスクへの取組を取引先等のステークホルダーから求められるなどの動きが加速することが今後想定されます。

以 上

[執筆者]



福原あゆみ（弁護士・パートナー）

ayumi_fukuhara@noandt.com

法務省及び検察庁での経験を活かし、企業の危機管理及びグローバル調査を主な業務分野としている。国内外の規制当局が関与するクロスボーダーの複雑な調査を取り扱うほか、ビジネスと人権（BHR）に関するアドバイスをはじめとするコンプライアンス体制構築の支援も多数行っている。著書「基礎からわかる『ビジネスと人権』の法務」（中央経済社）が本年4月11日頃に発売予定。

⁵ https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/business_jinken/dai7/siryou4.pdf

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

コンプライアンス・アセスメントのご案内

当事務所の危機管理・コンプライアンスチームでは、事業環境を踏まえ企業のコンプライアンスリスクを分析した上、社内規程その他のコンプライアンス体制の改善に向けたアドバイスを提供するコンプライアンス・アセスメントをご提供しています。対象とする分野を限定した初期的なアセスメントを実施することも可能です。

役員研修、コンプライアンス研修等のご案内

当事務所の豊富な実務経験を活かした実践的な研修プログラムを各種実施しています。最近の不祥事事件からの教訓や、コーポレートガバナンスコード対応を含む最新の法令動向を踏まえ、各社のニーズに沿った内容とさせていただきます。

ご興味をお持ちの場合や、さらに詳しい情報を知りたい場合は、遠慮なく下記編集者までお問い合わせください。

[編集者]

埜 尚義 パートナー
takayoshi_tao@noandt.com

眞武 慶彦 パートナー
yoshihiko_matake@noandt.com

福原 あゆみ パートナー
ayumi_fukuhara@noandt.com

深水 大輔 パートナー
daisuke_fukamizu@noandt.com

辺 誠祐 パートナー
tomohiro_hen@noandt.com

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、500名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ及び上海に拠点を構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

NO&T Compliance Legal Update ~危機管理・コンプライアンスニュースレター~の配信登録を希望される場合には、<https://www.noandt.com/newsletters/nl_compliance/>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-compliance@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませようお願いいたします。